

半田市高齢者等訪問収集実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家庭から排出されるごみ及び資源（以下「ごみ等」という。）を所定の決められた場所まで持ち出すことが困難な高齢者及び障がい者の世帯に対して、訪問収集によりごみ等の排出の支援を図り、もって市民サービスの向上に資することを目的とする。

(対象世帯)

第2条 訪問収集の対象は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1)本市に住所を有していること。
- (2)市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料を滞納していないこと。ただし、適切な納付誓約の提出があり、確実な納付が見込まれると判断される場合は、この限りでない。
- (3)世帯構成員のすべてが次のいずれかに該当し、自力でごみ等を排出することが困難で、かつ、親族、近隣在住者等の協力を得ることができないこと。

ア 介護認定を受けている者

イ 身体障がい者手帳（1・2級）を所持している者

ウ 療育手帳（A判定）を所持している者

エ 精神障がい者保健福祉手帳（1級）を所持している者

オ その他市長が適当と認める者

(申込手続)

第3条 訪問収集を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、半田市高齢者等訪問収集申請書（様式第1）を次により提出するものとする。

- (1)提出先は、福祉部高齢介護課又は市民経済部環境課とする。
- (2)提出者は、対象世帯の世帯員又はその者の親族若しくはその者の介護従事者とする。

(審査及び決定)

第4条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、内容を審査し、訪問収集の実施の可否を決定するとともに、半田市高齢者等訪問収集可否決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

(収集するごみ等の種類)

第5条 訪問収集の対象とするごみ等の種類は、次のとおりとする。

- (1) 燃やせるごみ
- (2) 燃やせないごみ
- (3) ペットボトル
- (4) プラスチック製容器包装
- (5) 紙製容器包装・その他紙類
- (6) 缶類
- (7) びん類
- (8) 新聞・雑紙・ダンボール
- (9) 乾電池

(ごみ等の収集方法)

第6条 訪問収集によるごみ等の収集方法は、次のとおりとする。

- (1) 訪問収集の回数は、週1回とし、曜日については、協議のうえ決定する。
- (2) 収集先は、玄関の前とする。なお、集合住宅については、協議のうえ決定する。
- (3) 燃やせるごみ及び燃やせないごみは、半田市指定ごみ袋に入れて排出する。ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装・その他紙類は半田市指定資源回収袋に入れて排出する。その他のごみ等については、透明若しくは半透明の袋に入れ、又はひもで縛る等により散乱しない状態にし分別のうえ排出する。
- (4) ごみの分別方法等に変更が生じた場合は、それに従うものとする。

(安否の確認及び関係機関への情報提供)

第7条 訪問収集員は、訪問収集の際に、対象世帯の状況に異常が見られた場合は、直ちに関係機関等へ連絡するものとする。

(収集の中止)

第8条 市長は、次に該当する場合は、訪問収集を中止するとともに、半田市高齢者等訪問収集中止決定通知書(様式第3)により申請者に通知するものとする。

- (1) 申請者から中止の申出があったとき。
- (2) 第2条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (3) 分別方法を守れない等、訪問収集の実施に支障があると認められるとき。
- (4) その他訪問収集の必要がなくなったとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1（第3条関係）

半田市高齢者等訪問収集申請書

年 月 日

半田市長殿

申請者 住 所
氏 名
電 話

次のとおり訪問収集を利用したいので申請します。

対 象 世 帯	住 所	〒 - 半田市		電話	
	フリガナ 氏 名	-----		区 分 ・ 等 級 等	要支援 1・2 要介護 1・2・3・4・5
	生年月日				身 体 1・2級 療 育 A判定 精 神 1級
	世帯構成	人	高齢者・障がい者・その他（ ）		
緊急連絡先	住 所	〒 -			
	フリガナ 氏 名	続柄（ ） -----		電 話	

私の住民登録状況、市税等納付状況、介護保険の認定に係る調査内容、各種障がい手帳の取得状況等について確認すること、及び市が申請時等において取得した利用者等の個人情報について、関係機関等に提供することに同意します。

年 月 日

同意者 住 所
氏 名
同意者 住 所
氏 名

様式第2（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

半田市長

半田市高齢者等訪問収集可否決定通知書

年 月 日付けで申請のあった「半田市高齢者等訪問収集」について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 決定内容

対象世帯	対象外世帯
------	-------

2 対象世帯

収集開始日	年 月 日 ()
収集曜日	毎週 曜日
収集場所	玄関前・指定場所 ()

3 対象外世帯

理由	1 自力による、ごみ等の排出に支障が認められないため 2 親族や近隣在住者の協力により、通常のごみ等の排出が可能のため 3 その他 ()
----	---

様式第3（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

半田市長

半田市高齢者等訪問収集中止決定通知書

貴世帯で実施している「半田市高齢者等訪問収集」について、下記の理由により、中止することに決定したので通知します。

記

理 由	1 対象者又はその親族から中止の申し出があったため 2 自力によるごみ等の排出に支障が認められないため 3 親族や近隣在住者等の協力により、通常のごみ等の排出が可能なため 4 その他（ ）
中止する日	年 月 日の収集を最後とし、以降中止します。